

# 障害者自立支援法がスタート

4月1日から「障害者自立支援法」がスタートし、事業の名称や仕組み、負担額などが変わりました。

まず、大きく分類すると自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つの事業に分かれます。

## 自立支援給付

「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の4事業からなっています。補装具を除く3事業は、4月からサービス利用額の原則1割の定率負担になりました。補装具も10月からは、原則1割の定率負担になります。

これまで支援費制度であった居宅サービス（身体・知的・児童）と精神障害者ホームヘルプ、グループホーム事業は「障害者自立支援法」の障害福祉サービスとなり、3障害（身体・知的・精神）共通したサービス体系に移行します。

これらサービスの利用者負担は、従来の「応能負担」から原則1割の「定率負担」に変更となりました。

変更となりました。ただし、世帯の市民税の額によって月額負担上限額は異なります。

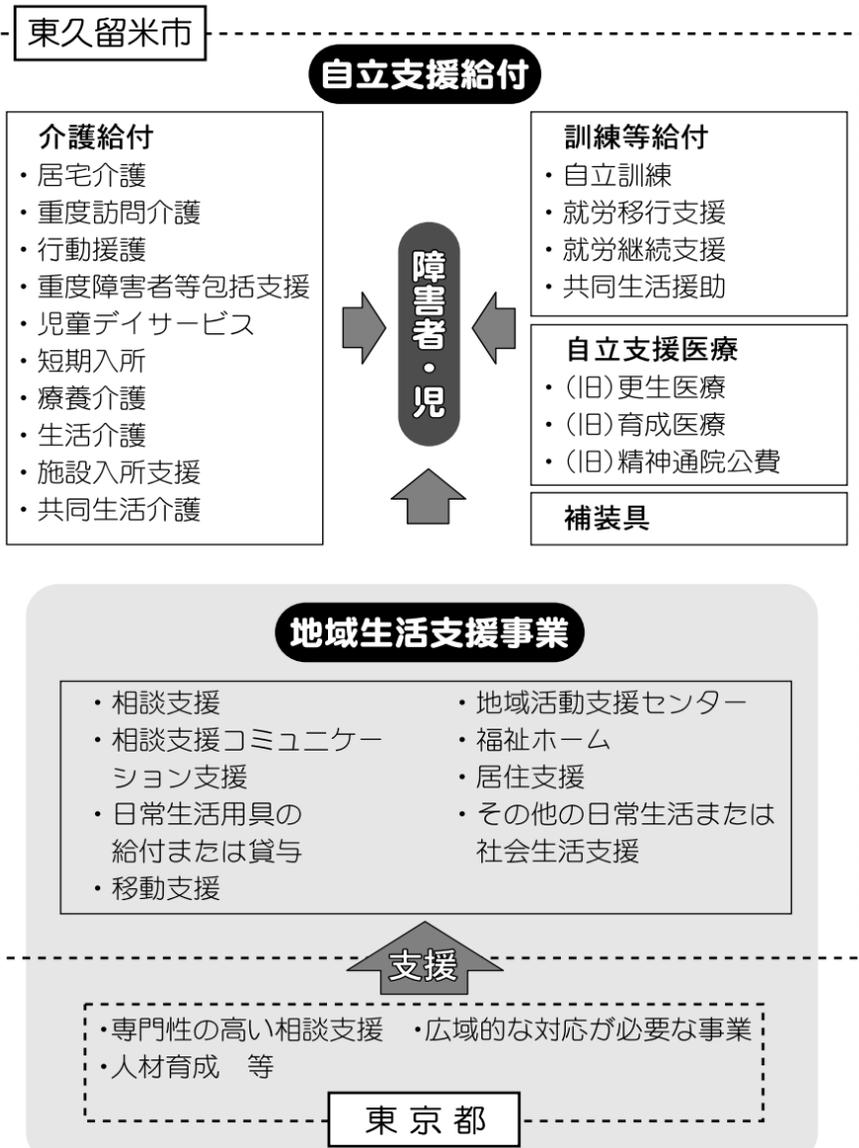
利用者負担は、3つの障害に共通した仕組みになりますが、サービスの種類によっては非課税世帯の負担が1事業所当たり半額に軽減されたり、3割の負担になる制度が設けられ、低所得の方に配慮したものがなっています。

また、10月からこれらの障害福祉サービスは、新たな認定方法でサービスを決定する仕組みが変わりますので、対象の方には障害福祉課から個別に連絡します。

小規模作業所や地域の福祉作業所などは、今後5年以内に新制度に移行します。利用施設が新制度に移行する段階で、変更について施設等からお知らせします。

これまでの公費負担医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）は「自立支援医療」として統一されました。自己負担は、原則として医療費の1割負担となりますが、医療の種類、市民税額等によって

## 自立支援システムの全体像



月額負担上限額が異なります。地域生活支援事業には「障害者自立支援法」のパンフレットは、障害福祉課（市役所1階）で受け付け

「障害者自立支援法」のパンフレットは、障害福祉課（市役所1階）で受け付け

「障害者自立支援法」のパンフレットは、障害福祉課（市役所1階）で受け付け

「障害者自立支援法」のパンフレットは、障害福祉課（市役所1階）で受け付け

## お忘れなく！ 軽自動車税の納期限は 5月31日です

バイクや軽自動車等の所有者に課税される「18年度軽自動車税」の納期限は、5月31日（水）です。納税通知書は5月中旬に発送しますので、通知書に記載されている金融機関または滝山（金融機関）・上の原・ひばりが丘の各連絡所でお納めください。

【ご注意】身体障害者、精神障害者、常時介護者で、減免を受けようとする場合は、納期限前7日までに申請書を課税課市民税係（市役所2階）へ提出してください。なお、前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態にかかる報告書を提出された方は、引き続き減免を受けられます。

詳しくは同係（内線2331・2332）へ。

## ◆あなたの善意を赤十字へ◆ 5月は赤十字運動月間です

日本赤十字社では国際救援活動、災害救護、血液事業、社会福祉事業をはじめとするさまざまな活動を行っています。この5月は、赤十字の活動が盛んな月です。ぜひご協力をお願いします。

東久留米市赤十字奉仕団では、2006年世界赤十字デーを記念して、イベントを開催します。ぜひご参加ください。

【日時】5月13日（土）午前11時半～午後3時半  
【会場】市役所1階屋内ひろば  
【内容】災害時の非常食炊き出しデモンストレーション（試食あり）マジックショー  
【開演時間】午前8時半～午後5時

## 5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で生まれた「済世（さいせい）顧問制度」を前身とし、昭和23年に現行制度となりました。地域の皆さんの理解と協力の

下に一層活動を強化し、地域福祉を推進しようとする、民生委員・児童委員の役割について詳しくは福祉総務課庶務係 470・7741へ。

## 5月15日(月)から出張所が 地域連絡所になります

併せて取り扱い事務が変わります

- 次の事務は、各連絡所で引き続き取り扱います。
- (1) 証明書発行事務 住民票の写し等 印鑑登録証明書 税関係証明書 戸籍の謄抄本、身分証明書等
- (2) 公金収納事務 市・都民税、国民健康保険税等の払い込み 介護保険料の払い込み 各種利用料、使用料の払い込み
- (3) そのほかの取り次ぎ事務 母子手帳の交付 交通災害共済の加入申し込み 粗大ごみ処理券、し尿処理券の販売など簡易な取り次ぎ事務

わたしの見てある記  
市長 野崎重弥

木々が一言に芽吹きを始め、まちが新緑に包まれる季節を迎えました。私はこの季節、何とも言えない充実感を覚えます。自然の躍動を感じ、生命感あふれる新緑。この緑をこれからも大切に守り育てていきたいと思います。

過日、第4回親子農業体験事業が農業経営者クラブの皆さんの主催により実施され、募集を上回るご参加をいただきました。ジャガイモの種植えを慣れない手つきで一生懸命親子で行う姿は、ほのぼのとした温かさにあふれていました。6月の収穫に向けて、芽かき・追肥・除草等の農作業を体験していただく予定です。

また、産業振興委員会農産物プロジェクトの発表会、市内産の梅「白加賀」しらかが種を使用した梅ワインを誕生させる計画があります。このプロジェクトは柳久保小麥に続く東久留米ブランドで、地域産業振興に結び付けようとするものです。5月下旬に梅が収穫され、それが3600本のワインとして9月に生まれ変わります。販売される予定です。ここに至るまでの間に、特に農家・市内酒販組合・ワインメーカーの理解をいただきました。手探りの状況から始まりましたが、柳久保うどん・まじゅつ・かりんとう・パンに次ぐチャレンジです。ご期待をいただきました。と思っています。